

報道関係者 各位

令和2年6月 29 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課
課 長 佐々木 一幸
労働衛生専門官 田村 順也
(電話) 018-862-6683

令和2年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

厚生労働省では、従来から職場における熱中症予防対策について、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。さらに平成29年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災害防止団体と連携して熱中症予防対策を推進してきました。

全国の昨年の職場における熱中症による休業4日以上の子傷者数は790人、死亡者数は26人となっており、平成30年と比較して、死傷者数、死亡者数とも減少しました(別紙参照)。

また、秋田県内の昨年の職場における熱中症による休業4日以上の子傷者数は5人、死亡者数は1人となっており、平成30年と比較して、死傷者数は半減しましたが、平成25年以来発生していなかった死亡者が発生しました(下記3参照)。

災害発生状況を見ると、WBGT値(暑さ指数)計を職場で準備していないために作業環境の把握や、作業計画の変更ができていない例、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、防護服や着ぐるみなど通気性の悪い衣服を着用していた例などが認められました。

令和2年の本キャンペーンにおいては、すべての職場において基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、熱中症の初期症状を早期に把握し、重篤化や死亡に至ることがないように、期間中、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対応を講じ、緊急時の対応の整備を図るなど、重点的な対策の徹底を図ります。

秋田労働局(局長 甲斐三照)では、キャンペーンの趣旨を踏まえ、熱中症が多発する7月以降に備えて、下記2の事業者団体に対して、下記1の取り組みについて要請を行ったほか、機会をとらえて、別添の実施要綱に記載された事項について取り組むよう、事業者に対し指導を行うこととしています。

報道機関の皆様におかれましては、熱中症予防対策が広く県民に浸透されるよう、取材・報道をお願いします。

記

1 事業者団体等に対して行った要請の重点項目

(1) 新しい生活様式に伴うマスクの着用について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」でマスクの着

用が求められています。マスクを着用していると、心拍数、呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。気温・湿度の高い中のマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、強い負荷のかかる作業を避け、屋外で人との距離を2m以上確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

(2) WBGT値（暑さ指数）の活用について

熱中症のリスク評価には、気温の測定だけでは不十分です。熱中症予防には、作業場所のWBGT値を暑さ指数計による測定やWBGT予測値（※1）で把握し、身体作業強度等に応じたWBGT基準値（※2）と比較し、その値に応じた対策を講じることが重要です。

当日のWBGT値がWBGT基準値を超える場合、作業前後や作業中に定期的な水分・塩分等の摂取を図り、必要に応じて作業時間を短くする等の措置を講じてください。

※1 全国各地のWBGT予測値等は「環境省熱中症予防情報サイト」で閲覧できます（全国840か所から地点を選択してWBGT値予想値を毎日メールで配信するサービスがあります）。

※2 WBGT基準値については厚生労働省のホームページやリーフレット「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」を参照してください。

(3) 異常時の処置について

「めまい、湿疹、立ちくらみ、こむら返り、大量の発汗、体がぐったりとする、力が入らない」などの熱中症を疑う症状を本人や周りを感じた場合は、一旦作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとってください。その際に注意することは発症者を一人きりにせず、必ず誰かが様子を観察してください。

特に、「水分を摂取できない、返事がおかしい、意識がない」などの症状が出た場合は、重症と判断し躊躇なく救急車を呼んでください。

また、病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、水分・塩分を摂取させ、脱衣や冷却を行う等により体温を下げるようにしてください。

2 要請を行った事業者団体

- ・ 建設業労働災害防止協会秋田県支部
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部
- ・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部
- ・ 一般社団法人秋田県労働基準協会
- ・ 一般社団法人秋田県警備業協会

3 秋田県内の熱中症による労働災害発生状況

(1) 熱中症による労災保険支給決定件数

(件)

月別 年別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
平成27年	0	0	4	33	21	2	0	60
平成28年	0	3	0	13	38	6	0	60

平成 29 年	0	2	4	19	14	3	0	42
平成 30 年	4	0	6	53	55	3	0	121
平成 31 年 ／令和元年	1	5	2	14	48	6	1	77

「秋田労働局：労災保険支給決定件数集計」より

(2) 熱中症により 4 日以上休業した件数 (件)

年別	件数
平成 27 年	2
平成 28 年	6
平成 29 年	4
平成 30 年	10
平成 31 年／令和元年	5

「秋田労働局：労働者死傷病報告」より

(3) 死亡災害の状況

発生日月	業種	年代	発生状況
平成 25 年 7 月	食料品 製造業	40 歳 代	被災者は、椎茸の菌床を高温殺菌釜から取り出して放冷室に並べる作業を行っていたが、いったん事務所に戻り再度一人で放冷室に行き、その後、意識を失って倒れているところを同僚に見つけられ、病院に搬送されたが死亡した。
令和元年 8 月	新聞配達 業	40 歳 代	新聞配達業務のため市道を原付バイクで走行中、熱中症を発症した。病院に搬送され治療を受けたものの、その後、死亡した。台風接近の影響でフェーン現象が発生したため、熱中症を発症した午前 4 時ごろの気温は 30 度に達していた。

「秋田労働局：労働者死傷病報告」より

(4) 秋田県内の熱中症による労働災害発生状況の概要 (まとめ)

秋田県内では昨年の 7 月の平均気温は例年並みであったものの、8 月から 10 月までの平均気温が例年より高く、熱中症による労働災害が多く発生しました。

中でも、8 月には台風の接近に伴うフェーン現象により、午前 4 時で気温 30 度、WBGT 値 28 の厳重警戒となった日に、バイクで配達を行っていた新聞配達員が熱中症を発症し死亡する災害が発生しました。

また、昨年の熱中症により休業 4 日以上災害となった事例では、具合が悪くなる前に休憩をとっていても熱中症になったり、具合が悪くなった後に休憩を挟んでも体調が回復しないといった事例が多くみられました。熱中症は、一度発症すると回復まで時間がかかる場合があります。いったん具合が悪くなった場合は、無理をせず、作業を中止するなどの検討を行いましょう。

4 参考資料

別紙 2019 年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況 (全国)

別添 令和 2 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

リーフレット STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

●**熱中症とは**

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称。

●**WBGT[※]値とは**

気温に加え、湿度、輻射熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さ指数のこと。「環境省熱中症予防情報サイト」では、WBGT予測値を閲覧できます（全国 840 か所から地点を選択してWBGT値を毎日メールで配信するサービスもあります）。

※：Wet-Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)の略

●**熱に順化とは**

身体強度等に応じたWBGT基準値の表の中で「熱に順化している人」、「熱に順化していない人」で適用される欄が異なってきます。順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいいます。